

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、社会全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進

< 対策 >

- ・平成16年4月 和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程に規定済（入院・退院時の特別休暇）
- ・平成17年度～ 入・退院時に取得するよう啓発

目標2 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施

< 対策 >

- ・平成16年4月 勤務時間及び休暇等規程に規定済（育児休業等細則、介護休業等細則）
- ・平成17年度～ 育児・介護休業について上回る制度を設けている事を周知し、利用促進に努める

目標3 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 育児休業期間中の代替要員の確保

< 対策 >

- ・平成17年度～ 代替職員（できるだけフルタイム職員）を確保するよう努める

目標4 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入

< 対策 >

- ・平成16年4月 勤務時間及び休暇等規程に規定済（未就学児童が疾病に罹った時の特別休暇）
- ・平成17年度～ 小学校就学の始期に達するまでの子が疾病にかかった場合に、その子を養育する教職員に取得するよう啓発